

内 共 第 1 号 第 5 種 共 同 漁 業 権
令 和 5 年 1 2 月 1 日 長 野 県 知 事 認 可

遊 漁 規 則

(組合員以外が対象)

上 小 漁 業 協 同 組 合

上 田 市 常 田 一 丁 目 2 - 16

TEL 0 2 6 8 - (2 2) - 0 8 1 3

FAX 0 2 6 8 - (2 2) - 5 8 3 8

小牧ふ化場 上田市小牧字太田切 1090-1

遊 漁 規 則

上小漁業協同組合内共第 1 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、上小漁業協同組合が免許を受けた、内共第 1 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎ、にじます、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、延縄の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい障害があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条第 1 項に規定する遊漁料を同条件第 2 項又は第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 魚具・ 漁法	ウ 統 数 又 は 規 模
あ ゆ	竿 釣	1 人 1 本 (友釣りに限る。)
あゆ以外の魚種	竿 釣	1 人 1 本 (にじます、やまめ、いわな) 上記以外の場合は 1 人 2 本以内
	延 縄	1 本 (張) 10 メートル以内で 1 人 10 本以内

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。
に じ ま す や ま め、い わ な	2月16日から9月30日まで。
こ い、ふ な、う ぐ い う な ぎ、お い か わ	周年。ただし、引虫釣（毛針釣）は、4月1日から鮎の解禁日まで禁止。
か じ か	5月16日から2月末日まで。

2 前項の公表は、組合の掲示板及びホームページに掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
<p>【千曲川本流】</p> <p>① 東御市羽毛山の塩川発電所堰堤から上流90メートル、下流90メートルに至る区域 (県漁業調整規則第27条による)</p> <p>② 上田市下半過の六ヶ郷堰堤から下流30メートルに至る区域</p> <p>③ 上田市小牧と下堀を結ぶ上田農水(小牧)堰堤から上流右岸30メートル、左岸80メートルに至る区域</p> <p>【千曲川支流依田川】</p> <p>④ 上田市武石沖の飛魚堰堤から上流30メートル、下流30メートルに至る区域</p> <p>【千曲川支流鹿曲川】</p> <p>⑤ 東御市大日向の学校裏堰堤から下流30メートルに至る区域</p> <p>⑥ 東御市大日向の用水堰堤から下流30メートルに至る区域</p> <p>⑦ 東御市田之尻の東京電力堰堤から下流30メートルに至る区域</p> <p>⑧ 東御市畦田の用水堰堤から下流30メートルに至る区域</p>	周 年

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
こ い	全長 18 センチメートル
ふ な	全長 10 センチメートル
う ぐ い	全長 10 センチメートル
お い か わ	全長 8 センチメートル
う な ぎ	全長 30 センチメートル
か じ か	全長 5 センチメートル
いわな、やまめ、にじます	全長 15 センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法について)

第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700円を付加した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚 種	承 認 期 間	遊 漁 料
あ ゆ	1 日	2,200円
	1 年	13,000円
あゆ以外の魚種	1 日	1,300円
	1 年	6,500円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次の表左の欄の区分の者は、それぞれ右欄の遊漁料とする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区 分	遊 漁 料		
小学生以下の者	無 料		
中学生及び組合の承認を受けた身体障害者	あ ゆ	1 年	前号に規定する額の2分の1相当額
	あゆ以外の魚種	1 年	無 料

(3) 第1号以外の遊漁の場合

魚 種	遊 具 ・ 漁 法	承 認 期 間	遊 漁 料 金
あゆ以外の魚種	延 縄	1 年	5,500円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において、漁場監視員にすることができる。

- (1) 上田市常田 1 丁目 2-16 上小漁業協同組合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、組合が指定し掲示した場所
- 3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(河川特設釣場)

第 8 条 第 2 条及び前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においてイ欄に掲げる魚種を対象にウ欄に掲げる期間に組合並びに青木村が開設する河川特設釣場において遊漁しようとする場合には、エ欄に掲げる料金を特設釣場において納付しなければならない。

ア 区 域	イ 魚 種	ウ 期 間	エ 料 金
宮渚川 宮渚神社歩道橋から 上流の宮渚砂防堰堤まで の 180 メートルの区間	に じ ま す い わ な	4 月 1 日から 9 月 30 日まで の期間内で組合が 定めて公表する期 間。	1 人当たり 2 時間 1, 6 0 0 円 延長料金 1 時間 6 5 0 円 1 人当たりの放流量 にじます 3 尾又はいわな 2 尾

(遊漁承認証に関する事項)

第 9 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真（承認期間が 1 年間の遊漁承認証に限る。）
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具及び漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) 発行者名
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与及び譲渡してはならない。
- 3 遊漁者が自己の不注意により、遊漁承認証を紛失したときは再交付はしない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、見やすい所に着け、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則を遵守させるための必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名及び顔写真
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。(認可日：令和 5 年 1 2 月 1 日)